

○新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例

平成16年12月24日

条例第67号

改正 平成18年12月21日条例第71号

平成24年10月2日条例第66号

(設置)

第1条 本市の中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、新潟市新津地区勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)を新潟市秋葉区新津東町1丁目5番12号に設置する。

(平24条例66・一部改正)

(事業)

第2条 ホームは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会，講習会，映画会，音楽会等の開催
- (2) 職業，生活，健康等に関する相談及び指導
- (3) レクリエーション活動及びグループ活動の指導及び育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

(平24条例66・旧第3条繰上・一部改正)

(施設)

第3条 ホームに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 体育館
- (2) 料理講習室
- (3) 集会室
- (4) 音楽室
- (5) グループ室
- (6) 講習室

(平24条例66・追加)

(休館日)

第4条 ホームの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平24条例66・追加)

(開館時間)

第5条 ホームの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平24条例66・追加)

(利用者の範囲)

第6条 第3条各号に掲げる施設(以下「体育館等」という。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する25歳以下の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(平24条例66・旧第4条繰下・一部改正)

(体育館等の利用の特例)

第7条 体育館等は、第2条に規定する事業の遂行に支障のない範囲内において、第1条に規定する目的以外の目的の利用に供することができる。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

(平24条例66・追加)

(利用の許可)

第8条 体育館等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(平24条例66・旧第5条繰下・一部改正)

(許可の条件)

第9条 市長は、前条の許可にホームの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(平24条例66・旧第6条繰下)

(利用の取止めの申出)

第10条 体育館等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、体育館等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(平24条例66・旧第7条繰下・一部改正)

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 営利を目的として体育館等を利用するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が体育館等の管理上支障があると認める場合

(平24条例66・旧第8条繰下・一部改正)

(行為の禁止)

第12条 ホームにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (3) 風紀を乱す行為又は他人に迷惑をかける行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がホームの管理上支障があると認める行為

(平24条例66・旧第9条繰下)

(許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはホームからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けた者

2 市長は、ホームの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びホームの入場者(以下「利用者等」という。)に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(平24条例66・旧第10条繰下・一部改正)

(使用料の不徴収等)

第14条 体育館等の利用については、使用料は、徴収しない。ただし、第7条の規定により体育館等を利用する場合は、別表に定める使用料を徴収する。

(平24条例66・旧第11条繰下・一部改正)

(使用料の徴収時期)

第15条 使用料は、市長が体育館等の利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(平24条例66・旧第12条繰下・一部改正)

(使用料の免除)

第16条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例66・旧第13条繰下)

(使用料の不還付等)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市長が第13条第2項の規定により利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことのできない事由により、利用ができなくなったとき。
- (3) 利用者が利用しようとする日の3日前までに利用の取止めを申し出た場合において、市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、第15条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(平24条例66・旧第14条繰下・一部改正)

(原状回復)

第18条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 体育館等の利用を終了した場合
- (2) 体育館等の利用の許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) ホームからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(平24条例66・追加)

(損害賠償)

第19条 利用者等は、施設、設備又は用具を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例66・旧第15条繰下・一部改正)

(運営審議会)

第20条 ホームの円滑な運営を図るため、新潟市新津地区勤労青少年ホーム運営審議会を置く。

(平24条例66・旧第16条繰下)

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、ホームの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にホームの管理を行わせる。

(平24条例66・追加)

(指定管理者の指定の手續)

第22条 ホームの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、ホームの指定管理者とするものとする。

- (1) ホームの平等利用が確保されること。
- (2) ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がホームの設置の目的を効果的に達成することができることと認めるときは、被選考者を指定管理者とすることができる。

(平24条例66・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 体育館等の利用の許可に関する業務
- (3) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (4) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
- (6) 第18条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (7) ホームの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (8) その他ホームの管理上、市長が必要と認める業務

(平24条例66・追加)

(秘密を守る義務)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(平24条例66・追加)

(個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平24条例66・追加)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例66・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の規定の例により行うことができる。

別表(第14条関係)

(平24条例66・一部改正)

ホームの使用料

区分	使用料の額(円)			
	午前 (午前10時から正 午まで)	午後 (午後1時から午後 5時まで)	夜間 (午後6時から午後 9時まで)	1日 (午前10時から午 後9時まで)
体育館(全面)	800	1,600	1,800	4,200

体育館(半面)	400	800	900	2,100
料理講習室	600	1,200	1,500	3,300
集会室	400	800	900	2,100
音楽室	400	800	900	2,100
グループ室	400	800	900	2,100
講習室	400	800	900	2,100

#### 備考

- 1 利用時間が上表に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間の利用時間区分を継続して利用するときの使用料の額は、当該利用に係る利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 3 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考2に規定する場合を除く。)の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前5時から午前10時までのときは午前の欄に、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までのときは午後の欄に、午後9時から翌日の午前5時までのときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間は1時間とし、算出された使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げる。